

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



岩井やすのり

1970 年（昭和 45 年）生まれ 県立君津高卒
専修大卒、早稲田大学院 政治学研究科修了

事務所連絡先 Fax : **0476-36-7802**

メール : iwai.yasunori@outlook.jp

〒270-1515 印旛郡栄町安食台 2-26-23（栄町役場前）



 **YouTube**
でもっと詳しく！

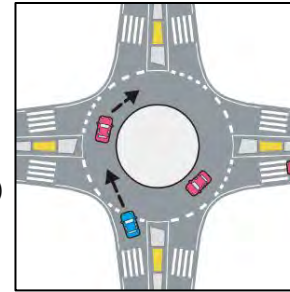


竜腹寺交差点 印西市とともに南側移設を要望

度重なる事故発生に、信号機設置が求められてきた竜腹寺交差点。岩井は4月、印西市担当課とともに印西警察署を訪れ、交差点の南側移設案について要望しました。

●地元住民、印西市 ラウンドアバウトに難色

いわちゃんポスト3月号でも取り上げた竜腹寺交差点の安全対策問題。同号では、事故防止策としてラウンドアバウト（環状交差点）の導入が検討されているとお伝えしました。ラウンドアバウトは右回り一方通行で環道優先の円形平面交差点。交差点に進入した車両同士の交錯が少なく、通行速度も低くなることから、交通事故発生の減少が期待されるというものです。



そもそも印西市は県警に対し、竜腹寺交差点への信号機設置による安全対策の実施を求めてきました。しかし昨年7月、信号機設置については「関係する道路の交通量が多くない」として、現状での設置は難しいとの回答。その代わりとして警察側から提案があったのが、このラウンドアバウトだったのです。

しかし、周辺地域には高齢ドライバーが少なく、ラウンドアバウトに慣れない運転で、かえって事故が増えるのではないかとの声が上がります。市としても、ゆくゆくは同交差点から国道464号までを繋ぐ市道竜腹寺線を開通させる計画で、その際のことを考えると、竜腹寺交差点への信号機設置が望ましいというのが本音。ラウンドアバウトで話を進められる状況ではないのです。

●市建設部長とともに警察交通課長に直談判

ところで本件については、地元県議として印西市側とも話し合いを重ねてきました。市と印西警察、県警



NHKにも取り上げられた竜腹寺交差点本部との協議に進展が見られない中、岩井からも県警・交通規制課に働きかけることを印西市側に約束。調整の結果、「騙されたつもりで（笑）」ということで、「岩井ルート」を使って印西警察署を訪ねたのが4月8日のことです。

まずは、印西市建設部長が印西警察・交通課長に対し、これまでの経緯や作成した道路図面などを示しながら、「竜腹寺交差点への信号機設置」を改めて要望したものの、関係する道路の交通量が基準を満たしていないとして、現状では難しいとの回答。一方、当面の次善策である、市道側からの見通しを改善させるための「交差点の南側への移設」案についても直談判。交渉の結果、印西警察としての了承を取り付けることができ、今後、県警本部による現地調査などを経て、最終判断されることとなっています。

●市道開通と同時に信号機設置という「二段構え」

竜腹寺交差点の南側移設案は、市道竜腹寺線が国道464号に繋がるまでの当面の対策です。市道が開通すれば通行量も増えるわけで、その際に信号機設置を実現させるという「二段構え」で、印西市とともに働きかけを続けてまいります。

成田闘争のトラウマ 県土地収用過去 10 年で1件のみ

公共事業推進のため、用地の強制収容を可能とする土地収用制度。6月県議会では、千葉県で道路事業での活用例が少ないことを指摘し、その改善を求めました。

●地権者の同意なく用地取得できる土地収用制度

成田空港の3本目の滑走路となるC滑走路新設に必要な用地取得が難航している問題をめぐり、成田空港㈱が土地収用法を活用するとの方針が明らかとなりました。一方、本県の道路事業等においては、未だ土地収用制度が活用されていない実態があります。

土地収用制度とは、地権者が同意しない場合や行方不明の場合でも、合理的な理由があれば用地を取得できる法的スキップ。同制度が活用されず、事業がストップしたままだったり、供用開始となっても一部区間が「くの字」型の変則カーブとなってしまうという箇所が県内に少なくないことについて、疑問の声が上がるのも無理はありません。

●「用地取得 80%」「交渉開始から3年」が目安

県用地課によれば、過去 10 年間で同法活用を申請し、認定された道路事業はわずか 1 件のみ。関東近県の事例を調べてみると、埼玉、茨城、栃木、群馬の各県で 3 件から 5 件あり、千葉県と比較し、土地収用制度が多く活用されています。本県の道路事業では、「用地取得率が 80%以上」「すべての土地所

有者との交渉を始めてから 3 年が経過」を目安として、土地収用にかかる認定申請の可否を検討することとなっているものの、そのほとんどが申請に至っていない現状があるのです。

●成田闘争では県収用委員会が機能停止に

これに関係していると思われるのが、多くの死傷者を出した成田闘争です。1978 年に開港した成田空港建設では、国と反対派住民との間で激しい衝突があり、警察官が殉職するなど多くの犠牲が出ています。1988 年には当時の県収用委員会会長が極左暴力集団（中核派）に襲撃され、深刻な後遺症が残る大けがを負ったほか、他の委員にも、自宅の放火や親族の誘拐（未遂）などの脅迫行為が続き、全委員が辞職。収用委員会は機能停止に追い込まれました。



中核派による爆破事件

その後、2004 年に再建された収用委員会では、成田空港の土地収用については取り扱わないとする一方、それ以外の県内道路事業等については従前の状況に戻ったはずなのですが、県には未だ土地収用法活用への消極姿勢が残っているのです。

●求められているのは歴史的なトラウマの克服

成田空港の拡張事業においては、土地収用制度の活用が関係自治体間で容認されるなど、これまでにない変化が表れているところ。県道路行政についても、土地収用法の適正活用による迅速なインフラ整備がなされるよう、働きかけを続けてまいります。



成田空港の3本目の滑走路となるC滑走路新設に必要な用地取得が難航している問題をめぐり、成田空港㈱が土地収用法を活用するとの方針が明らかとなりました。一方、本県の道路事業等においては、未だ土地収用制度が活用されていない実態があります。

土地収用法 活用に消極的
県内道路、過去10年で1件

成田闘争で、用地の強制収容を可能とする土地収用制度について、千葉県では道路事業等での活用例が少ないと聞きました。

成田闘争では、当時の県収用委員会会長が極左暴力集団（中核派）に襲撃され、深刻な後遺症が残る大けがを負ったほか、他の委員にも、自宅の放火や親族の誘拐（未遂）などの脅迫行為が続き、全委員が辞職。収用委員会は機能停止に追い込まれました。

その後、2004年に再建された収用委員会では、成田空港の土地収用については取り扱わないとする一方、それ以外の県内道路事業等については従前の状況に戻ったはずなのですが、県には未だ土地収用法活用への消極姿勢が残っているのです。

県は成田闘争の歴史的なトラウマを克服し、土地収用法の適正活用を求めたい。

岩井の議会質問が、千葉日報で取り上げられました